

---

令和2年大和町議会6月定例会議会議録

---

令和2年6月4日（木曜日）

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞 起 子 君
子育て支援 課 長	小 野 政 則 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長	野 田 美 沙 子
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕



午前9時59分 開 会

議 長 （高平聡雄君）

皆さん、おはようございます。

多少早いですが、関係者全員おそろいですので、再開する前に一言申し上げます。

昨日の一般質問において、4番佐藤昇一君の質問順位になった際、議席に着座をしていなかったために通告の効力を失い、その次の質問となったことは皆様もご承知のことと思います。このことにつきましては、大和町議会会議規則第61条第4項の規定に基づき対処したものでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、議会運営委員会を昨日、本日と開催し、議会としての対応を協議しておりますことをご報告申し上げます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （高平聡雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番今野善行君、10番渡辺良雄君を指名します。

---

日程第2「一般質問」

議 長 （高平聡雄君）

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

17番槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

おはようございます。本日最初の一般質問となります。

それでは、通告に従いまして、私からは町長に1件質問いたします。内容は、子育て

て支援住宅についてでございます。

1つ目としまして、現在、建設済みや入居中の子育て支援住宅、鶴巣、吉田地区についてお伺いします。

鶴巣の空き住宅を埋める対策はあるのですか。吉田は、現、全住宅埋まっていますが、早期に建設する予定などあるのでしょうか。落合、宮床の建設めどが立ってから追加建設する予定なのか、宮床、吉田の入居申し込みと併せて建設するのも1つの方法ではないでしょうか。

2つ目といたしまして、今後建設します子育て支援住宅、落合、宮床についてお伺いいたします。落合は同時期に2棟9室と7室の建設予定であります。予定に変更はないのでしょうか。同時に建設することで建設経費の削除になるなどいろいろあると思いますが、その辺のメリットを示してください。宮床住宅は賃貸もしくは分譲、賃貸・分譲、建設条件つきでの土地のみの販売のどちらかにするのでしょうか。住民に選択範囲を広げるのであれば、賃貸、分譲両方を考え、住民に選択できるようにすべきではないでしょうか。

以上、お願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。今日もよろしくお伺いいたします。

それでは、ただいまの槻田議員の子育て支援住宅についてのご質問にお答えいたします。

1 要旨目の現在建設済み入居中の子育て支援住宅、鶴巣、吉田について問うということで、鶴巣地区の空き住宅を埋める対策は、についてでございます。

子育て支援住宅につきましては、吉田、鶴巣、落合、宮床地区の児童減少対策としまして、子供の持つ世代や地元の若い世代の定住を促進し、人口減少を抑制及びコミュニティの維持を図ることを目的に、平成29年度から事業を行っているところでございます。

ご質問の鶴巣地区につきましては、当該地区が都市計画区域内の市街化調整区域となっており、新たな住宅建設は認められず、早期の事業化は大変困難な状況にありました。しかしながら、以前より各地区の中心部となっております区域への子育て支援

住宅の整備は、子供さんを持つ世代や地元の若い世代の定住を促進し、人口減少抑制及びコミュニティーの維持等を図る上においては大変重要であるとの考えから、この事業に本格着手する以前より宮城県と協議を重ねてきたところ、当該集落内からの人口流出の抑制等を目的とした住宅整備、住宅地整備が可能となります大規模既存集落として、鶴巣地区が宮城県知事より指定を受け、事業着手が可能となったところでございます。

鶴巣地区は、木造2階建てメゾネットタイプ4棟8戸を建設し、本年1月より募集を開始しましたところ、吉田地区を上回る問い合わせを頂戴いたしましたが、当地区の整備手法の関係により、従前より当該地区に関係する方々に限定されておりますことから、お断りをさせていただいた方々がございました。

本年3月の住宅建築工事完成後の4月1日からは、2世帯が入居を開始したところであり、その後、5月に2世帯の方々より入居申込みをいただき、鶴巣地区合計で募集戸数の半数となります4世帯が入居となる見込みでございます。

入居の募集につきましては、広報たいわや町のホームページ、ツイッター及びタウン情報誌等により情報の発信を行ったほか、大和町企業等連絡懇話会を通じて、町内企業85社に対しましてチラシによる情報の提供を行ったものであります。

現在の空き住宅は4戸となっておりますが、今後も継続的に広報たいわ、町ホームページ、ツイッター及びタウン情報誌等を活用しながら、さらなる情報の発信を行ってまいります。

また、町といたしましては、若い世代の定住の促進や人口減少抑制については、募集戸数に対し半数に達していることを踏まえ、一定の成果があったものと考えております。今後は、さらなるコミュニティーの維持及び促進を図る上においても、空き室の削減と事業効果の発揮が大変重要であると考えておりますので、募集要項で示しております要件等の見直し等も含め、早急に検討してまいりたいと考えております。

次に、吉田地区は全住宅埋まっているが、早期に建設する予定などはあるか、落合、宮床の建設のめどが立ってから追加建設をする予定なのか。宮床、吉田の入居申込みと併せて建設するのも1つの考えではないか、についてであります。

吉田地区につきましては、鶴巣地区と同様に、3月に住宅建築工事が完成し、募集戸数3戸に対しまして7世帯の方々より応募をいただき、4月1日から建築した全ての住宅3世帯に入居いただいている状況でございます。

吉田地区は、造成後の全区画数9区画中、3区画に住宅を建設し、残りは4区画と

なっております。早期に建設する予定などはあるかのご質問ですが、今年度につきましては、落合地区に長屋住宅2棟16戸を建築し、来年4月1日より入居を開始する予定となっておりますことから、まずは鶴巣、落合地区の建築した住宅に入居していただくことや、宮床地区の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、宮床、吉田の入居申込みと併せて建設するのも1つの考えではないか、につきましても、昨年度整備しました鶴巣地区、今年度整備いたします落合地区に続き、宮床地区の整備完了後の入居状況を確認し、検討してまいりたいと考えております。

2 要旨目の「今後建設する子育て支援住宅、落合、宮床について問う。落合は同時期に2棟9室、7室の建設予定であるが、予定に変更はないか。同時に建設することで建設経費の削減になるのかメリットを示せ」についてであります。

落合地区は現在造成工事を施工中でありまして、住宅建築工事につきましては先月入札を執行いたしましたところであり、今後、本会議へ追加提案をお願いすることとしております。議決後、本契約を行い造成工事に着手し、12月より入居者募集を開始し、来年2月には入居者を決定、3月の建築工事完成後、4月1日から入居開始とする予定としております。

次に、同時に建設することで建設経費の削減になるのかメリットを示せ、でございます。どちらかを先行して建築した場合、既に入居者が生活している状況で次の工事を行うこととなり、建築資材の搬入や土砂搬出等、地区内区画道路を工事車両も利用することになるため、入居者の歩行及び通行に制約が発生することによる危険性や、建設機械の稼働による騒音等により入居者の生活に支障を来すことが考えられますことから、工事につきましては、2棟同時に施工するものとしております。また、今回は工事期間、受注機械の増等を考慮いたしまして、各棟それぞれで発注したものであります。

最後に、「宮床の住宅は賃貸、分譲、建築条件つきで土地のみ販売とのどちらにするのか。住民の選択範囲を広げるのであれば、賃貸、分譲の両方を考え、住民に選択できるようにすべきではないか」であります。

宮床地区につきましては、整備地から配水計画も含めて現在、敷地造成計画業務を行っているところであります。造成計画としましては、宅地は8から11区画、地区内区画道路を幅員6メートル、上下水道施設を整備することとしており、今年度造成工事を行い、令和3年度に宅地分譲するものとしております。このことにつきましては、令和元年6月21日に宮床基幹集落センターにおいて開催されました、宮床地区振興協



議会主催の地区の皆様との意見交換会におきまして、現状での事業計画の説明を行ったものであります。その際、皆様から頂戴したご意見は、子供の数を確保するのは住民サイクルが必要なので賃貸希望、あるいは定住していただきたいので分譲希望、分譲・賃貸の併用をしては等のご意見がございました。

その説明会では、このような意見を踏まえまして、宅地計画等が固まりましたら、改めまして地元の議員の皆様にご説明をさせていただくことになっておりましたので、整備手法等を含めまして早急にご相談させていただき、判断していただきたいと、このように考えております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

梶田雅之君。

1 7 番 （梶田雅之君）

それでは、最初に鶴巣地区の子育て支援住宅について質問いたしますが、鶴巣地区入居条件が厳しい面もありまして、入居から2か月たっていますが、まだ空いている状態であると。今の答弁の中にも後半のほうに要件等の見直しも含め早期に検討してまいりたいと考えていますというお話をいただきました。

当然、これは県のほうにお願いいたしまして、県の許可が必要な住宅でございますので、町単独ではその辺の要件見直しとかも厳しい面もあるかと思いますが、この要件見直し、現在どのように進んでいるのか、その辺の状況と、あとはもし、当然すぐというわけにもいきませんが、来年度あたりに何か要件が見直せるのか、そういう見直しとかがあれば、その辺をお聞かせいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

鶴巣地区につきましては、冒頭、冒頭といいますか、ご説明したとおり、そういった要件、地元の関係のある方々に住宅を提供するというので、この開発、そして建設が認められたところでございます。そういったことがございますので、これまで募集につきましては、そういった条件に見合う方々にご入居いただいております。4月

の段階で2世帯ということでありましたが、5月に入りまして追加といいますか、そういった方々2世帯の方が入ったところでございます。

今そういう状況で、半分の状況ではありますけれども、そういった1つの要件としての地元への貢献といいますか、そういったものについての成果は一定の程度は上がったものと、上がったといいますか、満たされているのではないかというような思いもございます。

したがいまして、先ほど申しましたけれども、今後はそういったものも踏まえて、もちろんその条件というのは1つあるわけでございますけれども、今後は地域の、何といいますか、本来の子育て支援といいますか、そういったこと等の大きな目的もございまして、それについて今、県のほうにもこういう状況の報告をしておるところでございます。町としましての考え方も今いろいろお話をさせていただきながら、少し間口を広げられるような、そういったことの対応をいろいろ今協議中、協議中といいますか、そういった段階でございます。

議 長 （高平聡雄君）  
槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

今の答弁にもありましたが、鶴巣地区のほうは4月の時点で約25%、5月で50%ということで、一定の成果があったという話をいただきました。この一定の成果というのは、あくまでも鶴巣地区でこういう条件がついていたので、50%で一定の成果と捉えているのか、これからの、吉田は100%ですけれども、落合、宮床を造るに当たって、大体半分もあれば成果があったと捉えているのか、鶴巣だからこの条件で半分はその成果だというふうに捉えているのか、その辺ちょっとお聞かせいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

一定の成果と申しましたのは、鶴巣地区についてのお話で申し上げました。鶴巣地区の条件がそういった形で、鶴巣に関連のある方々ということでありまして、そのの

中の8つのうち4つといいますか、そういった形で地元の関係する方々に入っていた  
だいたということでございます。子育て支援住宅の全体の成果ということはもちろん  
あるのですが、一定の成果というのは、今お話しさせてもらったのはこの鶴巣につ  
いてですね。そういったことがある程度認められて効果が、成果が出てきておりますの  
で、もう少し間口を広げるような、そういったことについても町の考え方を県にお示  
しして、いろいろご意見を頂戴している状況でございます。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

建物というのは、人が住んでいないと傷みも早いということでございますので、一  
日も早く入居者が決まることをご祈念したいと思います。

次に、吉田地区の子育て支援住宅について質問いたします。答弁とか今までの説明  
の中で、落選したという言葉は悪いですね、実際入居できなかった方が3名ですか、  
いるという内容だと思いますが、その人たちへの動向の把握とか、今後のヒアリング  
とかアプローチにどのようなことがあったのかと、なぜこのような質問をしますかと  
いうと、この実際応募に、抽選に漏れた方が、例えばですよ、例えば1年後にもし建  
設するのであれば、その1年間待つよとか、そういうこともあるのではないかなと思  
って、こういう質問をしております。

また、あとその実際に入居できなかった人への今後のフォローというんですかね、  
例えば前にもちょっと説明を受けたと思うのですけれども、家族がいれば抽選回数を  
増やすとかあったのですけれども、その実際に募集漏れ、入居漏れされた方への特典  
という言葉は悪いのですけれども、その辺何かあるのかどうか。その辺の内容につ  
いてお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

入居漏れ、漏れといいますか、外れた方々という形であります。これまで募集をし  
て、そして募集に応募が足りなかった場合、再募集をして、そのときに条件を少し緩

和してというような形での募集をやってきておったことは、緩和状況ですね。そういう形で、これはあくまで今年度のスタートの時点といいますか、今入る段階でという形での考え方で示してきたところでございます。それを次まで引き延ばすのかということについては、まだそこまで考えておりません、現実的にですね。

それで、せっかく応募いただいてお入りいただけなかったがあって、非常に残念ではありましたけれども、こういった方々につきましては、大変申し訳ないのですけれども、次回こういう、次回といいますか、その落合、宮床、そういったものの予定があるということ、そういったことについてはお知らせをしているところでございます。来年それで優先をすとか、そういったお話は今のところやっておらないところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

梶田雅之君。

1 7 番 （梶田雅之君）

私の個人的な意見もあるのですけれども、計画的に建設するのも必要なのですけれども、どうしても需要と供給のバランスというのがございます。あと、やはりスピード感というのもありますので、今回、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、その3名の方が漏れたというのは、すごく残念というか、何ていうか、せっかく住んでくれる人を逃した、逃したという言葉はあれですね、すごく残念だなと思っているところもございます。

ですから今後、入居者の動向を早期に捉えて、募集人数、実際2棟ですぐ埋まると、すごい成果だと思うのですけれども、その辺の動向を早期に捉えまして、今後の吉田の子育て支援住宅に生かしてもらえればと思います。吉田地区につきまして何かございましたらば、町長の答弁、お願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

吉田地区ということもあるので、今回の子育て支援住宅につきましては、大和町全域を一緒にという形でこの事業がスタートしております。以前、町のほうで

吉田地区を先行してスタートするという形で、議員の皆様方にもいろいろご説明した経緯があったわけですが、そのときにも町全体と一緒に、一緒にといえますか、そういったご意見もあったというふうに思っております。

したがって、そういった形で今やっておりますので、吉田地区につきましてはそういうことでもありますけれども、まず、まだ落合、宮床地区がそういう状況になっておられないものですから、やはりそのそういった状況を見ながらやっていかなければいけないのかなというような、基本的な考えとしてはそういうふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

それでは、ちょっと宮床地区の子育て支援住宅についてご質問いたします。現在の建設用地、旧児童館の敷地というのは、一部変形というか、真四角ではないんですよね。ちょっとへこんでいるところ、出っ張っているところがございます、それをちょっと敷地を拡張して四角にいたしまして無駄のない土地利用、それから区画も少し広げれば、10区画以上できますと。10区画あれば1つの班、グループとして、地区としても動きやすいのではないかと。この件につきましては鶴巢のほうもですか、一部拡張して使いやすいというか、その経緯もあるのですけれども、その辺のお考えはあるのかどうか。その辺の土地の拡張の件についてご意見があればお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）  
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

土地の拡張といいますか、有効活用ということだというふうに思います。そういったもののりの部分とか、そういったことが確かにありますので、そういったものにつきましては、その有効活用する方法についてもいろいろ町としても考えておるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

1 7 番 (槻田雅之君)

土地の有効利用ですので、それが私有地なのか、例えば公用地をうまく利用するか、それはありますが、うまくこう、土地の有効利用に努めていただければと思います。宮床に関しましては、答弁にもありましたように、宅地計画等が固まりましたら改めて地元議員の皆様の説明するというのもございました。ただ、答弁にもあったように、住民から意見ですか、アンケートが多分手元に、手元というか、あるかと思しますので、その意見も大切にして宮床の子育て支援住宅の整備方針を決めてもらえればと思います。

では、最後に落合地区と全地区の共通の子育て支援住宅についてご質問いたします。当初、私が聞いた方針とか資料もそうなのですが、子育て支援住宅の整備方針というのは、複式学級の解消、単式学級の維持の狙いがありました。今現在、落合小学校では1・2年生が複式、あと3・4年生も複式であります。そして、吉田、宮床も一部複式学級があります。ただ、依然まだ複式学級の解消にはなっていないというのが現状でございます。

初めに、落合地区、失礼なのですが、一番そこがほかの地区に比べますと児童数も少ないというのもありまして、戸建てというか、戸数ですか、住宅の戸数を多くしたのかなということで質問したのですが、話ではやはり、今の話ですと、要は建設機械の稼働による騒音等、入居者の生活に支障を来すことも考えて同時建設を考えたということもございます。

ある意味、それを言いますと、じゃあ吉田のほうは3棟で、これから当然アパート建設と戸建ての建設によって住居も全然、大きさも全然違いもあるのですが、やはり落合地区というのは今、本当に一番厳しい状況にあるのかなという状況になっているのではないかと思います。なおかつ最初の答弁のほうに、子育て支援については、児童減少対策と地元の若い世代の定住促進という言葉もありました。

この学校存続、複式学級の解消というのは、よく教育長のほうにもいろいろ質問があったように、小規模、当然、前ですとどこの自治体も子育て支援住宅をやっていた自治体もあるのですが、今ですと社会状況も変わってきて、小規模学校、学級の特徴を生かすとか、議員の中には学区の見直し、それをいろいろやるべきだと、そういう意見もありますが、この子育て支援住宅建設で今、最初の答弁があったように、今の町長の狙いとしては、先ほど言った児童数の減少対策と若い世代の定住、どちら

かという、裏を返せば、その複式学級の解消というのはウエートの的には低いというか、一番この狙いというのは、一番重きを置いているところは何なのか、その辺。この政策で何を解消が一番したいのか。その辺ちょっとあれば、教えていただければなと思います。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

子育て支援住宅ということでございまして、これについて目的といえば、要するに地域の活性化といいますか、そういったことも大きな目的であります。どうしても残念ながら、子供さんたちが少なくなっているということ、学校から元気な声が聞こえなくなってきたということ、こういったことに対して、地元の地域の方々の、何といいますか、かつてがいいというのではないかもしれませんが、そういったこともある。やはりそれに子供がいる、若い人がいるというのは、活性化につながってくるということが全体としてはあると思っております。

それから、当然、子育て支援住宅が子供さんを増やすということでございますので、そのことによって、複式になってそれがすぐ解消されるかというのは、その学年とともありますので、なかなか難しいかというふうに思いますけれども、そういったこと。

あと、学校が今それぞれの特徴ある学校をやっていくということで、今お話しのとおり、そういった取組も進めていく中でございますので、そういったものについての、何ていいますか、一緒にやっということ、一緒にやる、何ていうか、活気ある学校といいですかね、そういったものを望まれるのではないかと考えておるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

今、町長から総括した子育て支援住宅のご意見をお聞きいたしました。なかなか旧に子供の数を増やすというのも難しい問題でございます。強制的にここの地区はもう、

例えば杜の丘の何丁目はそっちだよ、あっちだよというふうに振れば、当然人は増えるわけではございますが、そういうわけにもいかないと思いますので、長い戦いにはなるかと思いますが、私もできる限り頑張っていきたいと思いますので、以上で私からの一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長（高平聡雄君）

これで槻田雅之君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩の時間は15分間とし、再開は午前10時45分とします。

午前10時29分 休憩

午前10時44分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

11番千坂裕春君。

1 1 番（千坂裕春君）

通告に従いまして、一般質問を開始いたします。

吉岡小学校建設について。

吉岡小学校の本校舎、特別教室等及び屋内運動場は、昭和46年から昭和48年の建築で、築48年が経過し老朽化が進み、今年度、全面改築し新しい校舎を建設するため、基本計画を行う予定である。現在地に新校舎を建設する場合の町長の考えを以下に伺います。

1、令和6年度に児童数が900名を超える試算があるが、現状も両側3列歩行が散見される中、通学路の安全確保は図れるのか。

2、仮校舎を現在地に設置した場合、本校舎建設時、児童の安全確保は図れるのか。また、吉岡小学校建設を契機に、町内小学校の適正児童数の観点から、町長の考えを伺います。

3、令和6年をピークに吉岡小学校の児童数も徐々に減少することを考えると、本校舎の規模を大きくせず、近隣の小学校の校舎の有効活用をすべきではないか。学区を変更し、それにより近隣小学校の児童数の確保も図れるが。



議長 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

それでは、吉岡小学校建設についてお答えをいたします。

吉岡小学校は築48年が経過しているため、今後の吉岡小学校校舎と屋内運動場の在り方について、平成28年度に実施した耐力度調査結果及び平成29年度の基本構想調査検討業務評価結果を検討した結果、全面改築し新しい校舎を建築するため、令和2年度において基本設計業務を行う予定で準備を進めております。

ご質問の1要旨目ですが、学校周辺の児童通学の安全対策としましては、登下校の時間帯に交差点など危険な箇所において、防犯パトロール隊や交通安全協会及び地域の方々のご協力による街頭指導をいただき、児童生徒を温かく見守っていただいております。

通学路の整備につきましては、歩道のない通学路には車道と歩行空間を区別するため、区画線による標示等や、平成28年度には大和警察署との協議により、吉岡小学校、大和中学校周辺の区域をゾーン30に設定し、路面に緑色等の標示を行い、歩行者の通行の安全を図ってまいりました。

今後におきましても、児童生徒の安全な通行を確保するため、学校でのさらなる指導と各関係機関の方々と連携し、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2要旨目の本校舎建設時の児童の安全確保についてであります。工事期間における児童の安全確保は最優先に行わなければならないと考えております。建築手法につきましては、仮校舎を設置しない手法を含めて、今後検討することとなりますが、児童と作業員等の動線の区分け、誘導員の配置等、これまで県内で改築を行った自治体がございますので、参考にしながら業者との打ち合わせを密にし、日々の安全に努めたいと考えます。

なお、町内の小学校の在り方につきましては、現在、教育委員会におきまして、小規模校の児童数確保に向け、小規模特認校制度の導入を検討しておりますので、ご理解ください。

次に、3要旨目ですが、吉岡小学校の改築につきましては、今後の児童数の推移、学校教育の在り方などを総合的に検討し、建設に反映されるものと考えており

ます。例えば学校施設の開放では、公共スポーツ施設の不足を補足する機能だけではなく、学校と地域との共同利用化やコミュニティセンター化といった幅広い機能を持った活用方策が考えられます。体育・スポーツの施設だけではなく、多様な生涯学習に応えられる施設を保有しており、地域の住民が集える空間としての機能も想定されますので、現時点では現在の施設を基本として検討したいと考えております。

また、学区につきましては、各小学校においてそれぞれの実態に合わせ、保護者、地域の方々のご支援の下、特色ある教育活動を行っておりますので、吉岡小学校においては、現在の敷地及び通学区域を変更せずに行うこととしております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

町長の答弁に従いまして、再質問を開始いたします。

まず、最初にこういった質問をされると、吉岡小学校の建築に反対なのかというように一般的に取られがちなのですが、半世紀に一度あるかないかのチャンスでございますので、多くの議論をしていこうという立場で議論させていただきます。

まず、通学路の確保でございますが、ゾーン30、緑色のゾーンを造ったところ、2か所、町長は挙げておりますが、多くの場合、こういったところじゃなくて、別なところに散見されて、ボランティアで立たれている吉岡在住の方々からお声が上がって、大丈夫なのかという声が普段からあります。それでまた同じ場所に900人を超える学校を造っていいのだろうかという疑問で質問をさせていただきましたけれども、そういった声は町には上がっていないのでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

通学路についてでございますが、そのとおり、さっき言いましたゾーン30とか、それは学校前、あと緑色に塗ったのもそのそばということでございます。そういった中で、交通指導をやって、指導といいますか、皆様のご協力をいただいて安全を確保

してはもらっているのですが、子供たちが増えていることは、間違いなく増えておる状況ですので、そういった心配のお声は聞いております。

議 長 （高平聡雄君）  
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

そういった中でも、やはり同じ場所に建設する、これはあくまでも町内の方のご協力の下でなっているところでございまして、こういった声もあります。町または教育委員会、先生の姿というのは、学校周辺以外全然ないけれども、どうなのという声はどうですか、聞こえていますか。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

学校周辺以外というのはどのエリアを指しているのか、ちょっと私もよく分からないのですけれども、私が見ていないと言ったら失礼ですけれども、その範囲の中で、学校の先生も生徒さんを送っていかれたり、そういった状況も見ておりますし、PTAの方々も要所要所に立っておられたりという状況では見ております。その学校以外にどこまでといったときに、どこまでもといったときにはちょっとなかなかそのおっしゃるようなご意見がある場合もあるのではないかと。全てにということではありませんので、その辺はあると思います。

議 長 （高平聡雄君）  
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

今回の一般質問は30分なので、ちょっとスピーディーにやりたいと思いますので、2要旨目に入りますが、仮校舎を設置しない手法なのですが、空き教室の利用と考えるとよろしいのでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
仮校舎を造らないというケースでありますけれども、まだ決定しているわけでもありませんけれども、そういった場合には、今の校舎は今の校舎で利用して、そういった中で新しい校舎を建設するというのが基本だというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）  
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）  
今のところを利用しながら造るということは、場所は前のほうにでもなるということの理解でいいのですか。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
例えばということで、決定ではございませんので、ごめんなさい。例えばそういうことになります。今校舎があります。北側にあって、南側が校庭になって道路があるのですが、例えば南側とかそういったことも1つの考えだということでございます。

議 長 （高平聡雄君）  
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）  
その決定が起きないために議論させていただいていますので、仮校舎は建てないとなれば安心するのですが、建てるとなると、この議論がここでしなくちゃいけないと、ちょっと矛盾があって、ちょっと今迷っているところなのですが、先ほども申しましたとおり時間がないので、今日はそういった手法があるということだけの認識でさせていただきます。

3要旨に入ります。こういった吉岡小学校建設ということで、町長は町全体の事業として考えておられますか。それとも、吉岡地区に限定で関係者検討委員会を開くときには、設けるときには、吉岡地区の人を限定にする考えをお持ちなのか、お聞かせください。

議 長 (高平聡雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
今のご質問は、そういった検討をする、何か組織の構成という意味なのでしょうか。ちょっとそこまで私もあれですけども、当然、PTAの方々とかそういった方が入ってくると思います。PTAの場合は、例えば中学校ですと各エリアの皆様方も入っていただくということになってくるわけですので、そういった意味では、町全体といたしますか、町全体も含めてといたしますかね、そういう形になってくるというように思います。

議 長 (高平聡雄君)  
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)  
その検討委員会の構成とか、またはいつから始めるとかという期限はいつなのか、お聞かせください。

議 長 (高平聡雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
その件につきましては、教育委員会のほうから回答いたします。

議 長 (高平聡雄君)  
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、千坂議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

吉岡小学校の建設に関しましての検討に当たる委員会につきましては、現在、委員の選定を行っております、できれば6月中には開催したいというふうには考えております。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

何度も申し上げますとおり、町全体の事業ということの認識の上、各地区からの委員、または建築に対して賛成の方または反対の方、慎重派、これを併せ持った検討委員会を望むところです。やはり何事もないよりはあったほうがいいということの議論が進むと、やはり余分なものをつくってしまう可能性があります。今議会では、よくSDGsの話が出ますけれども、やはり余分なごみを出さない、余分な資源を使わない、こういった趣旨で建築を進めていただきたいと思います、町長のお考えを聞かせてください。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ものをつくる、ものといいますが、学校とかに限らずですけれども、当然、余分なものとか、そういったものはつくるということではなくて、必要なもの、皆さんが望まれるもの、そういったご意見を聞きながら、必要なものをつくっていくというのは、これは基本でございます。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

これで1件目を終結して、2件目に入ります。

町道管理について。

緊急車両（火災・救命救急等）の通行、高齢社会に伴う介護車両の通行、自然災害時の避難通路、企業進出による交通量の増加による安全確保、日常生活の利便性上、懸念される町道が散見されます。

今日は第1弾として、落合地区の町道の現状を、問題点を指摘し、町長の考えを伺います。

1、原子附ノ川線、銅ノ沢線、松坂五輪沢線は、幅員が狭く、緊急車両の通行、高齢社会に伴う介護車両の通行、自然災害時の避難通路として、地域では不安を感じているが、抜本的な改修の考えはあるのか。

2、三ヶ内大角線、鈴坂線は、幅員が狭く急勾配であるため、上記の理由はもとより、日常生活の利便性向上のための改修の考えはないのか。

3、松坂報恩寺線は、企業進出のため交通量が増加し、今後も増加が予想されるが、安全確保の観点から改修の要望があるが、現状と今後の計画は。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまの町道管理のご質問でございます。

本町の町道は663路線、路線延長316.3キロを認定し、うち落合地区の町道は86路線、路線延長49.8キロの管理を行っておりまして、車両等の通行が円滑に走行できるように適切に維持管理に努めているところでございます。

初めに、「原子附ノ川線、銅ノ沢線、松坂五輪沢線は、幅員が狭く、緊急車両の通行、高齢者会に伴う介護車両の通行、自然災害時の避難通路として地域では不安を感じているが、抜本的な改修の考えはあるのか」についてでございます。

原子附ノ川線につきましては、路線延長561.5メートル、平均幅員3.7メートルの町道でございまして、当該路線は既存の道路線形を生かしながら車両のすれ違いが可能となるような待避所の設置による効果を分析することといたしまして、昨年度に3か所設置して、車両通行等の安全を図ってきたところでございます。

また、銅ノ沢線は、路線延長125.1メートル、平均幅員2.7メートルの路線で、原子附ノ川線の終点部より延伸する路線でございますことから、待避所設置後の状況等を見ながら、対応の有無を判断したいと考えております。

松坂五輪沢線は、路線延長1,922メートル、平均幅員4.7メートルの路線で、路線終点側は仙台北部中核工業団地等の造成事業等によりまして幅員改良が終了しておりますが、その他の大部分の区間は1級河川身洗川と隣接しておりますことから、河川管理者の改修計画の有無等の状況を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、「三ケ内大角線、鈴坂線は、幅員が狭く急勾配であるため、上記の理由はもとより、日常生活の利便性向上のための改修の考えはないのか」についてお答えをいたします。

三ケ内大角線は、路線延長1,918.7メートル、平均幅員2.3メートル、鈴坂線は、路線延長407.9メートル、平均幅員3.3メートルで、両路線ともに急傾斜地崩壊危険区域内を通る路線となっておりますことから、既存の道路線形及び勾配を生かしつつ、道路拡幅効果や路面排水処理の向上を目的とした側溝整備等を行っており、三ケ内大角線では、平成20年度に県道竹谷大和線との交差点より43メートルの区間の拡幅工事を実施し、鈴坂線につきましては、平成29年、30年度の2か年で、三ケ内大角線との接続部分より69メートルの区間を路面排水の向上と幅員の確保等を目的に側溝整備工事を実施し、車両通行止めの安全を図ってきたところでございます。

最後に、「松坂報恩寺線は、企業進出のため交通量が増加し、今後も増加が予想されるが、安全確保の観点から改修の要望があるが、現状と今後の計画は」についてであります。

本路線への車両通行量の増加の主たる原因といたしましては、仙台北部中核工業団地及び大和流通団地等への企業の進出に伴います従業員の増加によりまして、相川地区の県道竹谷大和線と県道仙台三本木線との交差点において、通勤時等の右折車両の増加による交通混雑を回避するため、本路線への流入車両が増加しているものと思われます。

その中、かねてより要望しておりました当該交差点部において、宮城県では今年度事業といたしまして県道竹谷大和線側への右折車線相当の幅員の確保を図る工事が実施されますことから、その状況等を注視しながら、宮城県に対しまして引き続きさらなる道路整備に向け、今後も強く要望してまいります。

本路線の整備等につきましては、従前より路面排水処理の向上と拡幅効果を目的とした既設土側溝をU字溝に入れ替えるなどの整備を行ってきたところであり、今後も現状を注視しながら必要な措置を講じていく考えでございます。

以上です。



議 長 (高平聡雄君)  
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

町長の答弁に基づきまして、再質問を開始します。

議長、その前に、落合地区で出した要望に対する回答書がありますけれども、引き合いに出してもよろしいでしょうか。

そういったことで、要旨を全部一括してお尋ねします。

まず、三ヶ内大角線でございますが、頂いた要望書の回答には、道路の勾配や線形などの検討をしておりますということですが、その前段に、度重なる災害のため遅れているという状況であるということは、要望書の回答のほうにあったのですけれども、計画自体はあったのですけれども遅れたという認識でよろしいでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この三ヶ内大角線についてでございますけれども、要望などがありまして、また先ほど申しましたとおり、その部分部分での修繕といったものに取り組んできているところでございます。そういったものについても、災害とかあって遅れた経緯があったというふうに思っておりますけれども、そういった災害でなったからやるのかということ、ちょっと語弊があるのですけれども、そういった形の中で全て一遍ではないのですが、そういった形で対処をしてきておるということでございます。

議 長 (高平聡雄君)

千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

それでは、計画があったのですけれども、いろいろな事情で遅れたという認識を取らせていただきます。

また、松坂報恩寺線のやはり要望書の回答には、局部改良等も含め検討しておりますということなのですが、やはりそういった計画があるのであれば、町長の本議会

の挨拶の中にも、某企業の工場が建築が進んでおり、今後300人から400人の従業員が増えるという挨拶がありました。やはりそういう局部改修は、そういったものに合わせて行すべきと考えますが、計画はあるのでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この道路につきましては、先ほども申しました側溝の入れ替えとかそういった形をやりながら、改良といいますか、幅員の拡幅とか確保、そういったことでやってきております。それから、さっきも言いました、今仙台三本木線、そういったものの右折レーン等ができることによりまして、迂回路で使われている部分が少し緩和がされるのではないかというような期待もしているところでございます。

そういった状況を見ながら、今後も回答にありますような形で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

私が通ってみて特に感じる場所は、幅員が狭いというのはもちろんのこと、松坂報恩寺線に関しては、身洗川上流の道路でジンダ橋という橋がありますけれども、あそこの道路の高低差があるために、接近する車両が見えなくて、衝突する事案も散見されておりますが、やはり早急にそういった箇所の改善をすべきと考えておりますので、町長にまず要望しておきます。

それで、原子附ノ川線でございますが、昨年度かな、待避所を設置していただきましたが、どうもその待避所の利用するポイントが、設置場所が、ここであってもこの接近車両に対応できないというようなところのように私は感じます。まず、一番奥から来たときに、自宅と近いところにあるので、あれはもう自宅で回避できるのだから、もうちょっと真ん中に寄ればいいのか、あとはカーブが見えなくて行ったのに、そこに車両があつて、ずっと戻ってこなくちゃいけない。場所的な問題ということで、あまり利用価値がないのかなと感じました。

ということで、やはり抜本的な改築を急ぐべきと感じておりますが、町長ご自身、自分で運転されて、この原子附ノ川線を運転された状況というのはありましたか。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

私自身で運転してということはありませんが、通ってはおります。それで、あの場所等につきましても、地域の方々といろいろご相談をさせていただきながら、それからどこでも造れるわけではなくて、田んぼの水の問題とかそういったことがある中でございますので、そういったことをいろいろ打ち合わせをしながら、あの設置はしたところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

通告書で述べさせていただいたとおり、やはり今後、地域住民の方以外の緊急車両とか介護車両とか入ってくる必要があります。やはり運転に慣れない人にとっては、あの通りは厳しいかなと私も感じているところなので、整備を急いでいただきたいと感じております。最後に答弁をお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この路線につきましてはそのとおり、前からご要望があった中で、去年ですか、そういった待避所という形で設置をしたところでございます。区長さん方も前からずっと希望されておられまして、この設置をした段階では、わざわざおいでをいただきまして、時間がかかったけれども、ありがとうございますというお言葉も頂きました。ただ、それで終わりではないでしょうと、今後ということも当然考えてもらう、当然といたしますかね、そういったお話も頂いております。

地域の方々、この路線に限らず、そういった思いがいろいろある路線はたくさんあるというふうに思っております。だから一遍にはできないところもありますので、優先順位、計画性を持って取り組むということがどうしても出てくるわけでございますが、そういった思いはしっかり受け止めて対応したいというふうに思います。

議長 長 （高平聡雄君）

以上で千坂裕春君の一般質問は終わります。

暫時休憩します。

休憩の時間は15分間とし、再開は午前11時30分といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時29分 再開

議長 長 （高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

6番犬飼克子さん。

6番 （犬飼克子君）

町会選挙後の抽選ではございますが、また大トリを務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、初めに放課後児童クラブの待機児童解消についてでございます。

厚生労働省は放課後児童クラブ運営指針を策定し、2015年4月より対象児童を小学6年生まで拡大しています。本町におきましては、小学1年生から小学4年生まで対象であります。放課後児童クラブの待機児童が多数いる現状であります。国の指針が策定されてから5年が経過していますが、「子育てしやすいまち・大和」を掲げている本町におきまして、待機児童解消についての対策をお伺いいたします。

1、放課後児童クラブの待機児童解消についての方途は。

2、国の指針が示されてから既に5年が経過しているが、近隣の自治体では6年生まで拡大が進んでいます。本町において6年生までの受入れが急務と考えますが。

3、放課後児童クラブの受皿となる施設に空き家や公民館など公共施設の活用をしている自治体もあります。受皿である施設の拡充を急ぐべきではないでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの犬飼議員さんのご質問でございますが、放課後児童クラブの待機児童解消に関するご質問であります。

平成27年度から始まりました、子ども・子育て支援新制度によりまして、放課後児童クラブの対象児童の規定につきましては、「小学校に就学しているおおむね10歳未満であって、その保護者が労働等により昼夜家庭にいない者」から「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼夜家庭にいない者」に変更されました。

本町の放課後児童クラブにつきましては、吉岡小学校区と小野小学校区がそれぞれ2館体制で、宮床、吉田、鶴巢、落合小学校区は1館体制で行っております。

対象児童につきましては、平成28年度に小野小学校区以外の小学校区を4年生まで拡大し、小野小学校区につきましては、平成29年度に杜の丘児童館の開館に合わせまして、4年生までに拡大して現在に至っております。

定員につきましては、吉岡・もみじヶ丘児童館、吉岡放課後児童クラブについては、1支援単位40人を2単位の80人、杜の丘児童館は3単位で、面積要件の関係で110人、宮床・吉田・鶴巢・落合児童館は1単位の40名となります。

待機児童につきましては、令和2年5月現在で吉岡小学校区で39名、小野小学校区で18名が待機となっております。

ご質問の1要旨から3要旨まで関連いたしますので、一括でお答えさせていただきます。

まず、待機児童の解消につきましては、放課後児童クラブへの登録は、児童の学年、保護者の就労状況などを指数化し、優先順位の高い児童を登録しております。なお、1・2年生などの低学年が優先的に利用できるよう登録しております。

放課後児童クラブを運営する場合、国の基準に従って町の条例で施設運営の基準が定まっております。待機児童を解消するために現施設の定員を増加することについては、施設の面積要件や放課後児童支援員などの配置などの基準があり、難しいと考えております。また、学校周辺に適当な空き家や公民館など利用できる公共施設がないことで、施設を利用した定員の増加もできない状況でございます。

近隣の市町村では、放課後児童クラブを利用している児童と利用できない児童との公平性を確保する観点から、有料化として事業を実施しております。本町の課題といたしまして、一日の利用率が60%から70%となっており、利用登録については必ずしも必要な児童だけではないと思われまます。放課後児童クラブ利用料の有料化につきましては、必要な児童が登録できるために、必要かどうかの検討をしております。

6年生までの対象児童の拡大については、利用料の有料化の必要性等も検証して、登録児童の推移を見て検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6番 (犬飼克子君)

再質問をさせていただきます。

待機児童については、吉岡小学校区で39名、小野小学校区で18名、合計57名、ちょっと区が違いますけれども、こんなにもたくさんの児童館に入りたいという子供さんがいらっしゃるわけでありまます。今のこの生活スタイルにおいて、若い世代のこの労働環境はとても厳しいと思いまます。また、生活防衛に相当苦勞しながら生活しているのではないかと思われまます。このような社会情勢の中で、子供の健全な育成や安全対策に、また子供の過ごし方についての課題はたくさんあるかと思いまます。

私のほうには、若いお母さん方から、3年生でも、本町は4年生までの児童館であります、3年生でも放課後児童クラブを利用できない、また2年生でも長期の夏休みなどに利用できないというクレームや要望が寄せられております。どのように把握し、また対応しているのかをお聞きしたいと思いまます。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めまます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

児童といいまますか、についてでございます。そのとおり、残念ながら待機がある状況です。6年までではない中で待機があるということでありままして、このことについて憂慮しているところでございます。

先ほども言いましたとおり、どうしても受け入れる施設と申しますか、そういったものの確保、児童館でございますので、学校のそんな遠くまでというわけにはなかなかいかないところもあるという状況があったりして、その確保ができていない状況もございます。

以前、小学校から児童館に移るときも先生が送っていくとか、そういった形でやっていた経緯もあったのをご存じだと思いますけれども、そういったことがあって、そういうこともありまして、どうしても受け入れる人数が制限されるものですから、さっきちょっと申しましたけれども、本当に必要な人って、皆さん必要なのかもしれませんが、現実的に使われている方と、登録はしているけれども使っていない方もおいででございますので、そういった方々をもう少し精査して、そういった方々にも入っていただける、使わない人という言い方もちょっとおかしいのですが、本当に必要な人に入ってもらおうというような、そういった精査というか、そういったことも必要なかなというふうに思っております。

あと、その長期の休み等につきましては、そのことについては課長のほうから対応等について説明をさせます。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

それでは、犬飼議員さんのご質問の、2年生であっても登録ができない、夏休みの長期の利用というところの対応というところのご質問にお答えしたいと思います。

今現在、コロナウイルスの関係で、児童館については一般の利用、自由来館等々、利用を自粛させていただいているところなのですが、通常であれば自由来館による利用をお願いしているところでございます。

自由来館と放課後児童クラブの違いというのは、簡単に言えば、お昼のお弁当を持ってこられるのが、持ってきて施設で食べられるのが、放課後児童クラブの登録児童となります。自由来館者につきましては、お昼については一度ご自宅に戻っていただいて、そこでお昼を取っていただいて、また午後から遊びに来ていただけるという制度でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)  
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

その公平性もやはりお弁当を持っていくか、持っていないかだけの、それに対してのその不満の声もたくさん聞かれます。兄弟で1年生と3年生で、例えば申し込んで、お兄ちゃんだったかお姉ちゃんだったか忘れてしまったけれども、3年生で漏れてしまった、児童館の利用ができないと。それで、自由来館して一緒に、下の子と一緒に行って、それでお兄ちゃんは1回うちに戻らなきゃない。もちろんうちには家族がいないわけで、独りでご飯を食べて、それで戻らなきゃないと、本当にそれも、そういう声もたくさん聞かれるんですね。そういう、何でしょう、そういうのを緩和というのはできないものなのでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)  
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その差別ではないのですが、登録制という形になっておりますね、制度上です。登録をするに当たって、先ほどもお話しさせていただきましたが、学年が低い人を優先にするとか、同じ兄弟でも結果的に3年生と4年生になった場合には、学年が低いほうだと3年生が優先になるとか、どうしても、さっき待機児童がいると申し上げましたので、その人数からオーバーした方については登録ができないという形になります。

したがって、そういう人がどうしても出てしまうというこの制度上、なってくるところなので、それでその何で差が出るのだということが当然出てくるのですが、その辺でほかの市町村では、変な話ですけれども有料化を図ったりして、そういうことで差をつけると言ったらおかしいのですけれども、そういったことも工夫されてやっているというような現状があるところです。

議 長 (高平聡雄君)  
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)



そうですね、ぜひこの有料化に関しましても、前向きに進めていただければいいか  
と思います。まず、この今の本町の子供たちを取り巻くこの社会状況、核家族化が進  
み、また共働きの世帯が増えて、ご両親も、また独り親にしましても、仕事と子育て  
の両立の支援がとても大変であると思います。

大和町のこの子育て支援事業計画の11ページのところに、母親の年齢別の出生率の  
推移が載っていました。ここに、平成20年に比べて平成29年度では、20歳から34歳の  
割合が、出生率が減少している。また、35歳から44歳の出生率が増加していることか  
ら、この晩産化、高齢出産ですね、晩産化が進んでいることがうかがえるとあります。

また、就業の状況も12ページに載っていますけれども、年齢別の就業率、出産育児  
期に一応1回落ち込みますけれども、仕事をする人が辞めるから落ち込むけれども、  
また再び増加する。また、この30から34歳の就業率は、平成22年に比べて平成27年度  
で上昇している。多分もう今は大分上昇しているのではないかと思います。

本町の平成27年の女性の年齢別の就業率は、全国また県と比較すると、おおむね全  
国または宮城県より高くなっています。就業率は全国、宮城県より大和町は高い。こ  
の働く若い女性が本町は増えている傾向が見て取れると思います。やはり児童館で預  
かってもらって働きたい、また預かってもらえない核家族なので、預かってもらうと  
ころがない。本当にこの困っている人がいることについて、どのようにお考えでしょ  
うか。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在の社会状況といいますか、高齢出産というんですかね、そういう状況があつた  
り、あるいは女性の方が積極的に働かれるという状況で、働く機会が多いということ  
であります。家庭の中で子供が独りでいると。要するに、お父さん、お母さんが働い  
ているという状況があつてということでもあります。その傾向はどんどんどんどん広  
くなってきているのだらうなと思っています。

随分前ですが、鍵っ子という言葉がありまして、皆さん働くようになって、団地に  
子供だけで帰って鍵を持っている子供さんがいて、鍵っ子というのもあつて、そうい  
った対策でこういった放課後児童クラブとかそういったものがどんどんどんどん充実  
されてきたんだというふうに思っております。そういった面で、行政として応援でき

るものについてはやっていかなければいけないというところでありますけれども、もう一方で、ご協力もいただかなければいけないというところがあるというように思うのです。

やはり本当に必要な方が利用できる体制、先ほど有料化というお話もお話しさせてもらい、議員さんからもお話をいただきましたけれども、そういったこと、金を取ら取らないということだけではないのですけれども、平等性とかそういったことも一方で求められるわけでございますので、そういったことで、行政でできること、あとご協力いただける部分についてはご協力をいただきながらやっていくことが大事なのだらうというふうに思っております。

現在そういうことで、まだまだ5年生、4年生までの中でも、児童がオーバーしている状況でございますので、まずそれを解消するといえますか、さっき言った、結局お兄ちゃんが入れなくて下の子が入れたというような状況等があるわけでございますので、そういった現前の、ある課題、そういったものの解消も併せてやっていかなければいけないというふうに思っております。

課題としてまだまだやり切れていないところがあるというふうに思いますが、皆さんのご意見をいただきながら、改善するように努めてまいりたいというふうに思います。

議長（高平聡雄君）  
犬飼克子さん。

6番（犬飼克子君）

有料化につきましては、利用するお母さん方は、少しは出してもいいと、お金、無料では望まない。とにかく見てもらえば有料化でもいいんだよねというお母さん方もいらっしゃいます。ぜひやはりこの観点も考えながら進めていただきたいと思います。

平成30年、2年前の6月議会で同僚議員が、6年生まで拡充すべき、また有料化もどのように検討していますかという質問をされたときに、利用する児童数の動向の把握に努めながら研究してまいりたいと答弁がありました。国の指針が示されてから5年、また同僚の質問をしてから2年たっておりますが、2年間研究した結果、前に進んだのか、その辺のお答えをお聞きしたいと思います。

議長（高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

どんどん進んでいるかと言われれば、目に見えたところではないかもしれません。前にはと言ったら変ですけども、小野小学校の仮の校舎があったときに、学校の校舎を利用してやっていた経緯がございました。そういう形での場所の確保等々もいろいろ検討もしてきたところがございます。今度のもみじヶ丘にああいう形でコミセンができましたので、できましたが、そういった検討とかいろいろ工夫はしてきているところがございますが、まだ十分でないところもあるかもしれません。

有料化については、我々、いろいろ今そういったご意見もあるというお話で聞かせいただきましたが、なかなかこう、どうなのだろうなというようなところもありまして、そういった声をもう少し積極的に取り入れて取り組んでいく必要があるのだなというふうに改めて思いました。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

ぜひスピード感を持った対応をご期待申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

投票率アップとコロナ対策についてであります。

新型コロナウイルスの感染の終息が見えない中で、各種選挙の延期を求める声も聞かれております。投票用紙にあらかじめ候補者名を印刷しておき、名前の上に丸をつける記号式にして、作業の簡素化とスピードアップを図るのも有効と考えます。

昨年9月の岩手県知事選挙は記号式で行われました。もともとは有権者の手間を減らして投票率アップを図るのが狙いだったそうであります。書き損じによる疑問票が少なく、作業量の削減と危険分散を見込め、感染症対策と投票率アップのため、投開票を工夫する方法が必要、有効と考えますが、所見をお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、投票率アップとコロナ対策について回答いたします。

ご指摘のとおり、地方公共団体の議会の議員または長の選挙方法につきましては、公職選挙法第46条の2により、自書式投票、自分で書く自書ですね、投票に代わり記号式投票によることができる規定が設けられております。

この記号式投票には、投票の手続が簡単であるなどの利点があるとされる一方で、選挙ごとに投票方法が異なることで有権者の混乱を招くおそれがあることなどの課題もあるとされておるところでございます。

例に出されました知事選挙につきましては、告示日から投票日まで17日間の期間がありますことから、候補者名を印刷した投票用紙の準備期間が長く確保できますが、町村長の選挙のそれは5日間、要するに選挙運動期間がですね、5日間と短いことを考慮しなければなりません。また、期日前投票、不在者投票は、告示日の翌日から始まりますことから、投票日当日の記号式投票用紙とは別に自書式投票用紙を準備しなければなりません。開票におきましても、記号式と自書式の用紙読み取り分類機を2種類備える必要がございます。

一方、国政選挙においては、平成6年の法改正によりまして、一旦は衆議院議員の選挙に記号式投票が導入されることになりましたが、一度も選挙を行わないうちに、平成7年の法改正によって再び自書式投票に戻されております。さらに、記号式投票を導入した市町村におきましても、一旦制定した条例を廃止する例が近年見受けられているところがございます。

こうしたことから、記号式投票に関しましては、こうした法改正や他の地方自治体の状況を注視していくことが必要と考えておるところでございます。

なお、3月29日に執行されました町議会議員選挙におきましては、投票会場に消毒液を備えて入場者に手指の消毒を促し、職員はマスクを着用して選挙事務に従事いたしました。また、自書用の筆記用具は、投票用紙と併せて入場者に渡して記載してもらい、投票箱へ投入に併せて筆記用具を回収し、消毒後に再使用しております。投票会場は定期的に換気するとともに、投票記載台帳の間隔も広げるような対応もいたしたところがございます。

今後執行される選挙におきましても、前述の新型コロナウイルス感染症の予防対策、こういったものはしっかり講じてまいりたいと思います。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）  
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

県知事選とか国政選挙は町ではどうのこうの言えないのですけれども、町長選挙、また3月29日に行われました町会議員選挙、これに関しては町で決めればいいことだと思うのですけれども、期日前投票、不在者投票は告示の翌日から投票が始まりますよね。この投票日当日の記号式投票用紙とは別に自書式投票用紙を準備しなければならない、これはちょっと、ここのところの意味がよく分からないのですけれども、その投票日当日の用紙は必要ないと思うのですけれども、この辺のちょっと、お聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

期日前投票をするにしても、投票用紙につきましては、事前に皆さんに配付、配付とかお届けをする、投票用紙でない、そういうやつですね。候補者が変わるという事ですか、例えば今日出ますと言って、ずっと前から言ってきている人もいれば、例えば突然その日の5時までよろしいわけでありまして、その新たな方が立候補しますというようなケースもある、全くないわけではないと思うのです。そうした場合とか、いろんなケースが出てくるんだというふうに思っています。

そういったことで、そういうことを申し上げて、申し上げてというか、そういうケースが出てくるので、そういったときの対応について非常にまた難しさが出てくるのかなということをお知らせしております。

あと、これ、国での制度が、1回もやらなかったというのは、それはそれで国の考えだと思いますけれども、ほかのところでも、一旦やったのがもう1回戻っているという事例も随分あるようでございますので、それについては何がしかの課題とかそういったものもあったのではないかとこのように考えておるところでございます。

そういったこともあるわけでございますから、間違わなくていいというお考え、これは1つあるというふうに思っておりますが、その過程において、やる場合には様々な課題があるのではないかなというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

様々な課題があったんですね。やはり投票率、ぜひやはりアップしてほしい。最近のとにかく、どんどんどんどん投票率が下がって行ってしまって、何とかやはり少しでも投票率を上げたいという、そういう思いで今回の質問をさせていただきました。

やはり政治に対して無関心であったり、また政治不信、やはり何かの策を講じなければ、投票率がどんどんどんどん下がる一方だと思います。また、コロナでどこの選挙も軒並み最低の投票率だったと聞きます。やはり少しでもこの投票率アップになればいいなという思いでおります。

私たち、この一票に思いを込めてここに皆さんいらっしゃるわけで、町長をはじめ町会議員も皆さんの大事な一票一票でこの場にいらしていただく。やはり民意を政治に反映させる機会でありますので、しっかりと1人でも多くの人に行ってもらいたいという思いでおります。何か一言あればお願いして質問を終わります。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

選挙におきましての投票率の低下といいますか、そういったものについては、大和町のみならず大きな課題だというふうに思っております。そういったものに対しての積極的な参加をしてもらう。方法論もあると思いますし、あとはいろいろ本人の訴え方とかあるのだというふうに思っていますが、投票率、期日前投票が始まっているのですけれども、期日前投票が随分多くなっているんですね。トータルとするとそれほど伸びていないということは、いつも投票している人が期日前にも行っている。だから、それ以外の人、以外の人といいますか、そういった方々を選挙に来てもらうというような、そういった方策が大事なのだろうなというふうに思っています。大事なことだというふうに思います。いろいろ考えてまいります。（「終わります」の声あり）

議長（高平聡雄君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に入る前に、ここで昨日の一般質問の席で、4番佐藤昇一議員が欠席を無届けでしたということについて、今朝もご報告もさせていただきましたとおり、昨日並びに本日昼の議会運営委員会におきまして検討した結果、委員長のほうからご報告をいただきました。

その席上でご本人をお招きし、事情をお伺いいたしました。その結果、持病によってその時間に出席することができなく、併せて議会への連絡も取れなかったと。そのこと自体について、結果として議員皆さん、そして執行部皆様に大きな迷惑をかけたということは、本会議の席上、議長のほうから嚴重注意ということで本人に申し伝えるということでございますので、皆様にご報告をさせていただきます。

併せて、本人から謝罪の申入れがございますので、この際、ご本人の謝罪を皆様にお聞き取りいただきたいと思っております。4番佐藤昇一君。この席においてください。

4番（佐藤昇一君）

昨日、一般質問におきまして、私ごとではありますが欠席をさせていただきました。おわびをさせていただきます。議会はもとより、町長をはじめ職員の皆様、そしてまた同僚議員の皆様、そして同僚議員を応援されている後援会の皆様、そしてまた応援をくださる町民の皆様に対しまして、大変なご迷惑をおかけいたしました。ここにおわびをさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

---

日程第 3 「議案第46号 大和町税条例の一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第47号 大和町都市計画税条例の一部を改正する条例」

- 日程第 5 「議案第 4 8 号 大和町後期高齢者医療の関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 4 9 号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 5 0 号 大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 5 1 号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 「議案第 5 2 号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
- 日程第 1 0 「議案第 5 3 号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 1 1 「議案第 5 4 号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例」
- 日程第 1 2 「議案第 5 5 号 財産の処分について」
- 日程第 1 3 「議案第 5 6 号 令和 2 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 1 4 「議案第 5 7 号 令和 2 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 1 5 「議案第 5 8 号 令和 2 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第 1 6 「議案第 5 9 号 令和 2 年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第 1 7 「議案第 6 0 号 字の区域を変更することについて」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 3、議案第 46 号 大和町税条例の一部を改正する条例から日程第 17、議案第 60 号 字の区域を変更することについてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

午後もよろしくお願ひいたします。

それでは、議案書 58 ページをお願ひいたします。

議案第 46 号 大和町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町税条例の一部を次のように改正するものでございます。



今回の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行されました。これに伴い、関連いたします条例の一部改正についてご提案をさせていただいたものでございます。

なお、一部改正につきましては、総務省より一部改正の準則が示されておりまして、引用条項及び文言の見直し等、その準則にのっとりて改正するものでございます。

それでは、大和町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

法の一部改正によります施行期日の関係から、本条例におきましては、2つの条に分けた形での改正となりまして、主な改正点といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置が講じられるものであり、徴収の猶予制度の特例と固定資産税に係る中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置と生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充、延長及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長が図られるものでございます。

それでは、58ページの第1条による改正でございます。

附則の改正でありまして、第10条は、読替既定の改正であり、固定資産税の償却資産等に係る課税標準の特例事項の引用条項の改正となるものでございます。

第10条の2につきましては、わがまち特例に係ります生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として、同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する家屋及び構築物にあっては、固定資産税を課さないとする特例措置が第27項に新たに規定されることにより、第24項は文言の整理を行うものでございます。

第16条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の適用期間が6か月延長されるものでございます。

59ページの第24条には、新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入がおおむね20%以上減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収猶予が受けられることの特例に係る手続等について、新たに規定するものでございます。

次に、第2条による改正でございます。

附則の第10条及び60ページの第10条の2の第27項につきましては、第1条による改正を受け、引用条項の改正を行うものでございます。

第25条は、新たな規定として、新型コロナウイルス感染症等の影響により町が指定する行事の中止もしくは延長・延期等により、その入場料金等の払戻し等の権利を放

棄した場合には寄附金とみなす新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を定めるもの。

第26条では、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間を1年延長する特例を講ずるものでございます。

61ページの附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から施行するものでございます。

税条例については、以上でございます。

続きまして、議案書62ページをお願いいたします。

議案第47号 大和町都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町都市計画税条例の一部を次のように改正するものでございます。

都市計画税の改正につきましても、ただいまの税条例同様に、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日にそれぞれ交付され、原則として同日から施行されたことに伴い、関連いたします条例の一部を改正するものでございます。

改正に当たりましては、総務省より一部改正の準則が示されておりまして、引用条項及び文言の見直し等をその準則にのっとり改正するものでございます。

都市計画税の改正につきましても、施行期日の関係から2つの条に分けた形での改正となり、内容につきましては、税条例と同様の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置が講じられたことに伴う引用条項の改正となるものでございます。

それでは、都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

第1条による改正の第2条第2項及び附則の17項並びに63ページにかかります第2条による改正の附則の17項につきましては、固定資産税の課税標準の特例事項に係ります引用条項の改正となるものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 (阿部昭子君)

では、続きまして議案書64ページをお開きください。

議案第48号になります。大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

この条例は、各自治体ごとに後期高齢者医療の事務を執るために定めている条例でありまして、宮城県後期高齢者医療広域連合で今回の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当を支給することになったことに当たり、本則中の第2条第1項に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付の項目を追加するものであります。

次に、附則でございます。

この条例は、公布日から施行するものであります。

以上になります。

次に、議案書65ページをお願いいたします。

議案第49号になります。大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

大和町国民健康保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

こちらにつきましては、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、国民健康保険においても緊急・特例的な措置として厚生労働省より示された準則により、改正を行うものであります。

内容といたしましては、附則の2に支給要件の期間として、労務に服することができなくなった日から起算して3日を除いた日から労務に服することができない期間を示したものであります。

3に、1日当たりの手当金の支給に関することを示したものでございます。

4につきましては、支給期間といたしまして1年6か月を超えないことを示しております。

66ページになります。

5、6につきましては、給与の支給があった場合や、他の規定等によってこれに相当する給付を受けた場合は該当にならない等の規制を示したものでございます。全5項目を追加したものであります。

次に、附則になります。

附則の1は、施行期日を示したものであり、公布日から施行するものであります。

67ページの2項は、令和2年1月1日からの適用を示したものでございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

それでは、資料68ページをお願いいたします。

議案第50号でございます。大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

概要といたしまして、厚生労働省で定めています放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童支援員は保育士・社会福祉士など定められた者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとなっております。今回の改正につきましては、この研修の受講機会を拡充するために基準を改正し、政令指定都市、中核市の長も研修を実施することができるようになったものがございます。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第10条第3項に地方自治法第252条の19第1項の指定都市もしくは同法第252条の22第1項の中核都市の長を追加するものがございます。

児童福祉法34条の8の2により、市町村条例でこの基準を定めなければならないとなっております。今回その基準を厚生労働省令で定める基準に従って改正する必要があったことにより、省令の改正に併せて町の条例を改正するものがございます。

附則につきましては、省令の施行期日が令和2年4月1日からとなっていることから、条例を公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものがございます。

よろしくをお願いいたします。

続きまして、資料69ページをお願いいたします。

議案第51号でございます。大和町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する条例でございます。

概要としまして、こちらも先ほどと同じなのですが、厚生労働省で定めております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、家庭的保育事業者が家庭的保育を実施しようとするときに、保育所との連携が必要となってきますが、これについて特例事項を追加するものがございます。併せて、居宅訪問型保育事業の対象者を追加するものがございます。

新旧対照表をお願いいたします。

第6条第4項第1号の追加については、保育所等の連携の特例の追加で、家庭的保育事業等で保育を受けていた児童が保育所利用申込みをした際に、優先的に利用調整する取組がある場合や、保護者が希望する教育や保育ができる環境が整っている場合に、連携施設を確保しなくてもよいという特例事項でございます。

第2項につきましては、改正前の本文にあった規定を第2号としたものでございます。

70ページをお願いいたします。

第37条第4号の改正につきましては、居宅訪問型保育事業の利用対象者に保護者の疾病等の理由により家庭で養育が困難な場合を追加するものでございます。

附則としまして、省令の施行期日が令和2年4月1日からとなっていることから、条例を公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

続きまして、資料71ページをお願いいたします。

議案第52号でございます。大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

こちらについても、先ほどの説明と同じでございます。内閣府で定めております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、こちらにおいて特定教育・保育施設等との連携での特例条項を追加するものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

第42条第4項第1号の追加については、特定教育・保育施設等の連携の特例の追加でございます。特定地域型保育事業による特定地域型保育を受けていた満3歳未満の保育認定子供が、特定教育・保育施設の利用申込みをした際に、優先的な利用調整をする取組がある場合や、保護者が希望する教育や保育ができる環境が整っている場合には、連携する施設を確保しなくてもよいという特例事項でございます。

第2号については、改正前の本文を第2号としたものでございます。

附則につきましては、省令の施行期日が令和2年4月1日からとなっているところから、条例を公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、議案書73ページをお願いいたします。

議案第53号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正の趣旨といたしましては、介護保険法施行令及び介護保険国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年3月30日公布され、4月1日から施行されたことに伴いまして、介護保険条例の所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、低所得者の保険料軽減強化をするものであり、令和元年10月の消費税率引上げに伴い、昨年度においては2分の1の減額幅の基準を定めており、令和2年度からはその保険料軽減を完全実施することとなるため、当該減額に係る基準を定めるものでございます。

現在の介護保険料率につきましては、9段階に設定しておりますが、そのうち平成30年度までにつきましては、第1段階の方を対象として軽減を図っておりましたが、低所得者の保険料軽減強化を図るため、昨年度から第1段階に加え、第2段階と第3段階を対象として軽減を拡大したものでございます。

大和町介護保険条例の一部を次のように改正をするものでございます。

第2条第2項の規定の一部改正につきましては、第1段階の対象者の保険料について、改正前ではございますが、平成31年度から令和2年度において、「基準額に10分の5から10分の1.25を超えない範囲において町長が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする」から「基準額に10分の5から10分の2を超えない範囲において町長が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする」と改正するものでございます。

第2条の第3項の規定の改正につきましては、第2段階の対象者の保険料について第2項の規定を準用し、第2項中「10分の2」とあるのを「10分の2.5」と読み替えるものと追加しております。

第2条第4項の規定の一部改正につきましては、第3段階の対象者の保険料について第2項の基準を準用し、改正前の第2項中「『10分の1.25』とあるのは『10分の0.25』と読み替えるものとする」から「『10分の2』とあるのは『10分の0.5』と読み替えるものとする」として改正をするものでございます。

附則でございます。

第1項、施行期日としましては、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から準用するものでございます。

第2項、経過措置としまして、改正後の大和町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

それでは、議案書74ページをお願いいたします。

議案第54号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例でございます。

大和町体育施設条例の一部を次のように改正いたすものでございます。

改正の内容につきましては、大和町総合運動公園の屋外施設、陸上競技場、多目的広場につきまして、施設の有効活用、利用者の必要時間で施設利用など、利便性向上を図るため、現在の午前・午後・全日の利用区分を1時間当たりの利用区分に見直すものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正後におきまして、使用料を定めております別表1、1の大和町総合運動公園施設使用料（1）貸切り利用料におきまして、陸上競技場、多目的広場などの利用区分をそれぞれ1時間とし、金額につきましても、1時間当たりの使用料の金額にそれぞれ530円から2,070円に見直すものでございます。金額につきましては、従前の午前・午後の金額を時間当たりの金額に割り戻した金額に設定いたしております。なお、テニスコートにつきましては、従前より1時間当たりの利用区分となっているところで

また、別表1の備考に6といたしまして、「1時間当たりの使用料を定めている施設について、利用時間に1時間に満たない時間がある場合は、1時間に切り上げる」を追加し、改正前の備考6を7といたし、（6）といたしまして、「1時間当たりの使用料を定めている施設については、その使用料の2割増に相当する額とする」を追加し、時間外での使用料を定めるものでございます。

以下、備考7から14までを8から15に改め、附則といたしまして、施行期日につきましては、1、この条例は令和2年4月1日から施行するをいたし、経過措置といたしまして、2、この条例の施行日の前日までに改正前の大和町体育施設条例の規定に

よりなされた処分、手続、その他の行為については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは、議案書の76ページをお願いいたします。

議案第55号 町有財産の処分についてでございます。

下記のとおり財産を処分することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号並びに大和町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、1つ目の処分の理由でございます。東京エレクトロン株式会社事業用地として処分するものでございます。

2の処分する財産でございます。土地でありまして、所在地は大和町テクノヒルズ4番。地目は雑種地でございます。面積は1万1,000平方メートルでございます。

3の売買予定価額でございます。不動産鑑定を行っておりまして、2億570万円でございます。なお、1平方メートル当たりの単価は1万8,700円でございます。

次に、4の契約の相手方でございます。東京都港区赤坂5丁目3番1号、東京エレクトロン株式会社でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

議 長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。

再開は午後1時45分とします。

午後1時31分 休 憩

午後1時45分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。



休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、議案書の77ページをお願いいたします。併せまして、別冊の令和2年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書第3号の資料のご準備もお願いいたします。

議案第56号 令和2年度大和町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出5億116万2,000円を追加いたしまして、予算の総額を155億7,027万4,000円とするものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、議案書78ページから79ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。詳細は後ほど事項別明細書でご説明させていただきます。

第2条は債務負担行為の補正でありまして、80ページの第2表債務負担行為補正によるものでございます。

議案書の80ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正の追加でございますが、起債いたしました3件の事項につきまして設定をお願いするものでございます。3件とも令和2年度から事業を行いまして、期間につきましては記載のとおり、いずれも令和3年度からそれぞれ令和8年度、令和6年度、令和4年度までとなっております。限度額につきましては記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

16款2項1目総務費国庫補助金につきましては、新たに8節を追加いたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上いたすものでございます。

4目土木費国庫補助金1節につきましては、（仮称）下草橋関連の中坪渋井線の用地取得事業の実施によりまして計上いたすものでございます。

6目教育費国庫補助金につきましては、通称GIGAスクールでございまして、児童生徒へ1人1台のタブレット購入事業の実施によりまして計上いたすものでございます。

続きまして、18款2項1目不動産売払収入1節につきましては、大和町テクノヒルズ4番の土地を譲渡いたし、その収入を計上いたすものでございます。

次に、20款1項1目財産区特別会計繰入金につきましては、昨年の台風19号で被災した作業道工事補助金を宮床財産区特別会計から繰り入れるものでございます。

次に、20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出総額見合いの財源調整として追加計上いたすものでございます。

次に、22款5項3目雑入につきましては、大和町文化振興協会補助金の精算として320万8,000円の返納があったもののほか、全国学校給食会連合会から学校臨時休業対策費補助金として105万7,000円がございまして、合計426万5,000円を追加計上いたすものでございます。なお、大和町文化振興協会の精算の詳細につきましては、公民館長よりご説明をさせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

それでは、追加の説明をさせていただきます。

ただいま財政課長よりご説明申し上げました一般会計補正予算の歳入3ページでございますが、22款5項3目雑入320万8,000円につきましては、大和町文化振興協会事業費の令和元年度分の精算金でございます。別冊の議案第56号関係、令和元年度大和町文化振興協会歳入歳出決算書も併せてご覧いただきたいと思います。

別冊1ページ、下表、歳入総額2,748万2,208円、歳出総額1,988万7,092円で、差引き759万5,116円が残額となります。令和元年度におきましては、令和2年度に実施する事業に係る収入、歳入説明欄括弧内の令和2年收入分として事業収入がチケット販売収入394万8,500円、物販手数料が2,828円、諸収入友の会会費43万4,000円が含まれているものでございます。歳入歳出差引き残高759万5,116円から令和2年度事業に係る収入438万5,328円を除きますと、320万9,788円となります。その全額を令和2年度一般会計に戻入れするものでございますが、当初予算で科目設定としまして1,000円を計上しておりましたので、差額分320万8,000円を今回補正させていただくものでございます。

なお、資料2ページは、令和元年度の各事業の収支を一覧にしたものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長（千坂俊範君）

それでは、事項別明細書にお戻りをいただきまして、4ページをお願いいたします。  
次に、3、歳出でございます。

1款1項1目議会費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、町独自のさらなる支援策の拡充に必要な財源確保の申入れをいただきまして減額をいたすものでございます。

8節につきましては、議員行政視察等の費用弁償及び事務局職員の随行旅費、18節は未交付の政務活動費下半期分、それぞれ減額いたすものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、2款1項3目財政管理費でございます。

24節につきましては、大和町テクノヒルズ4番の土地を処分した額を将来のまちづくりの事業に充当するため、まちづくり基金に積立ていたすものでございます。

13目諸費18節につきましては、昨年の台風19号によります作業道復旧工事の補助金として宮床生産森林組合に交付するものでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

続きまして、5項1目統計調査費でございます。指定統計調査の関係では、1年間を通じて会計年度任用職員1名を雇用する予算を頂いておりますが、本年10月1日期日となります国勢調査を実施する関係で、繁忙期となります8月から12月までの5か月間、会計年度職員を2人体制とするため、給料及び社会保険料の増額をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

続きまして、3款民生費1項社会福祉費4目障害者福祉費でございます。5ページのほうをお願い申し上げます。

11節でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、福祉タクシー利用助成金の受付交付を郵送対応とするための簡易書留による郵送費の補正をお願いするものでございます。

12節委託料につきましては、障害福祉システムに係りますレイアウト変更の委託料でございます。これは税関係システムが変更になったことによりまして、連携を取る必要がございますことから、変更が必要となったものでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

続きまして、2項2目児童措置費でございます。こちらについては、町独自の施策になります、ひとり親家庭等子育て臨時給付金を対象児童1人当たり2万円を支給するものでございます。

3款につきましては、職員の時間外勤務手当の予算措置をお願いするものでございます。

18節につきましては、ひとり親家庭等子育て臨時給付金を予算措置するものでございます。

続きまして、6目子育て世帯臨時特別給付事業費でございます。こちらについては、国の給付金に町独自で1人当たり1万円を加算して給付をするものでございます。

18節につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金を予算措置するものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。

27節繰出金については、新型コロナウイルス感染症対策について、水道料金の基本料金を減免するため、その必要額3か月分で4,059万円を繰り出しするものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

次に、2目予防費でございます。こちらにつきましては、今年度より事業を開始をいたします、子どもインフルエンザ予防接種費用の助成をお願いするものでございます。この事業につきましては、昨年12月の定例会議におきまして実施を検討するとさせていただいておりましたもので、今年度中の事業実施のため、今回定例会議での予算計上をお願いするものでございます。

事業内容でございますが、黒川郡内及び富谷市内の指定医療機関で10月から1月末までの期間、季節性インフルエンザの予防接種を受けた生後6か月から中学校3年生までの児童の保護者に助成を行うものでございます。小学生までは接種2回分、中学生につきましては接種1回分、1回当たり1,500円を助成をさせていただくものでございます。

10節でございます。事業周知に係ります用紙代あるいは予防接種券などの印刷に要する費用でございます。

19節でございます。予防接種費助成に要する費用でございます。児童4,350人分の助成費用の計上をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、5款1項3目農業振興費でございます。6ページをお願いいたします。

18節はコロナウイルス感染症の影響により町内農畜産業者の農業資金を無利子化とするための利子補給として補助金をお願いするものでございます。

同じく4目農業振興費18節は、新型コロナウイルス感染症の影響により国産牛肉価格が下落し、生産費を下回る市場価格となっている町内肥育農家7戸の飼育頭数に対して1頭当たり1万円の助成を行うもので、補正予算額350万円をお願いするものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、6款1項2目商工振興費につきまして、特定財源に新型コロナウイルス感染症対応臨時特別給付金の第1次配分の5,939万1,000円のうち2,939万1,000円を充当し、一般財源と繰替えするものでございます。なお、こちらの事業につきましては、県の休業要請に応じた事業者等に感染症拡大防止協力金30万円のもの、町独自の事業といたしまして事業継続応援補助金、こちらは国の持続化給付金に該当する事業者等に給付する事業でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、7款2項2目道路新設改良費につきましては、国土交通省補助事業で実施いたします（仮称）下草橋橋梁架設事業に伴います町道中坪渋井線の用地取得等に要します費用でございます。

11節につきましては、用地取得に際し行います不動産鑑定のほか、分筆登記に要します費用をお願いするものでございます。

16節につきましては、町道の用地取得に要します費用をお願いするものでございます。

21節につきましては、区域内で支障となります揚水ポンプ等の移設に要します費用をお願いするものでございます。

次に、4項4目土地区画整理費につきましては、大和町吉岡西部土地区画整理事業の事業化に向けましての調査・測量・設計及び図書作成等の費用をお願いするものでございます。

12節につきましては、来年度の都市計画法に基づく宮城県への市街化区域編入申入れに向けましての事業調査及び編入申入れ図書作成に要します費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

続きまして、8款1項5目災害対策費についてであります。

10節につきましては、新型コロナウイルス対策に要する費用といたしまして、避難所に配置する非接触型体温計、マスク、消毒液等の購入に要する費用をお願いするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

それでは、7ページをお願いいたします。

9款1項2目事務局費の学校ICT環境整備事業でございます。

17款は小中学校児童生徒と教職員用の端末2,935台の購入費で1億3,207万5,000円の追加をお願いするものでございます。端末の整備は文部科学省GIGAスクール構

想の補助事業により、小中学校児童生徒全てを対象に令和2年度から令和5年度までに行う計画でありましたが、新型コロナウイルス関連により文部科学省から令和2年度に前倒しで端末の整備を進めるよう周知がなされたことにより、追加をお願いするものでございます。

次に、2項3目施設整備費の小学校維持管理費でございます。

14節は、難波校舎給水管漏水修繕工事及び吉岡小学校屋内体育館屋根雨漏り改修工事に要するものでございます。難波校舎給水管漏水修繕工事は、今年3月の水道検針により漏水が確認され、給水施設の老朽化により漏水箇所の特定に至らず、複数箇所での漏水の可能性もありますことから、床下配管部分を露出配管に改修したいため、129万8,000円の追加をお願いするもの。吉岡小学校屋内体育館屋根雨漏り改修工事は、令和元年度の改修工事施工後に改修箇所以外の部分で雨漏りが発生したため、雨漏り箇所周辺の改修を予定し、当初予算で275万円を計上しておりましたが、昨年度改修工事終了後に改修した箇所以外の部分で雨漏りが発生していることから、雨漏りを完全に防止するため、令和元年度に改修した箇所を除いた屋根全面を改修したいため、330万円の追加をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

5項1目保健体育費でございます。

7節につきましては、総合運動公園敷地内におきまして、イノシシによる敷地が掘り起こされる被害が広がってきており、今後、多目的広場も含めたさらなる被害拡大のおそれもありますことから、総合運動公園外周にイノシシ防止柵を設置するための作業報償金でございます。

10節につきましては、総合運動公園外周2.5キロメートルに設置いたしますイノシシ防止柵購入のための消耗品費でございます。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。



教育総務課長（文屋隆義君）

次に、4目学校給食センター費は、学校臨時休業対策費の充当によります財源の組  
替えてございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、議案書81ページをお開きください。

議案第57号になります。令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
（第1号）になります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、  
予算の総額をそれぞれ21億7,799万1,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並  
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、82ページ、第1表の表によるものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書15ページをお開きください。

歳入、4款1項1目保険給付費等交付金につきましては、先ほどお話ししました新  
型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の特別調整交付金の歳入を見込んだもので  
ございます。

歳出につきましては、2款6項1目傷病手当金になります。こちらについては、先  
ほどお話しいたしました新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金450万円を計上  
させていただいたものです。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、議案書にお戻りいただきまして、83ページをお願いいたします。

議案第58号 令和2年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ385万円を追加いたしまして、予算の総額をそれぞれ1,350万1,000円とするものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、議案書84ページ、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の17ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

2款1項1目財産造成基金繰入金につきましては、財産造成基金からの繰入金でございます。

次に、3の歳出でございます。

2款1項3目諸費27節につきましては、昨年の台風19号によります作業道の復旧工事の補助金といたしまして、一般会計に繰り出すものでございます。内容につきましては、横断管渠4か所の上流部に大量の土砂が堆積したことから、そのしゅんせつ工事と作業道路の洗掘被害の復旧でございます。なお、横断管渠、こちらはヒューム管になりますが、その中に土砂や木が詰まる被害がございましたが、こちらにつきましては昨年中に宮床生産森林組合が撤去いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（高平聡雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書の85ページになります。併せまして、事項別明細書18ページ以降となります。詳細については事項別明細書において説明させていただきます。

議案書85ページでございます。

議案第59号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

第1条、総則であります。令和2年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出であります。令和2年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款水道事業収益については増減ありませんが、1 項営業収益について4,059万円を減額し、合計を7億3,016万3,000円に、2 項営業外収益に同額を増額し、1 億9,661万9,000円とするものであります。

次に、第3条、資本的収入及び支出であります。

予算第4条、本文括弧書き中2億1,245万2,000円を2億44万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億1,245万2,000円を2億44万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

歳入になります。

1 款資本的収入1 項企業債に610万円を増額し合計を1 億4,070万円に、3 項負担金に1,991万円を増額し合計を2,105万4,000円とし、1 款資本的収入1 項、3 項を合わせました補正予定額2,601万円で、合計を1 億7,391万4,000円とするものであります。

次に、支出であります。

1 款資本的支出に1,400万6,000円を増額し、合計を3 億7,436万2,000円とし、1 項建設改良費にも同額を増額し、合計を3 億1,026万4,000円とするものであります。

第4条、企業債であります。

予算第6条に定めた起債の変更は、第1表企業債補正によるものでございます。

86ページをお願いします。

企業債補正変更であります。

上段、補正前、起債の目的であります。上水道事業、鶴巢落合系送配水管強化事業及び松坂配水系管網強化整備事業について、それぞれ下段補正後の金額に変更し、合計で補正前1 億3,460万円に610万円を増額し、補正後限度額合計を1 億4,070万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

事項別明細書の20ページをお願いします。

大和町水道事業会計補正予算内訳書であります。

収益的収入及び支出であります。今回の補正につきましては、5月28日開催の全員協議会でも説明させていただきました水道料金の基本料金の減免であります。新型コロナウイルス感染症対策における住民生活並びに経済活動への影響を踏まえ、負担軽減の支援を図るため、令和2年5月使用分から7月使用分までの3か月分について、水道料金の基本料金の減免を行うもので、その負担については町の施策であること、企業会計への影響等を考慮し、一般会計からの補助金とするものであります。

収入であります。

1 款水道事業収益 1 項営業収益 1 目給水収益について、3 か月分の基本料金予定額 4,059万円を減額するもの。

2 項営業外収益 1 目他会計補助金については、減免額相当分について一般会計補助金として補正するものであります。

続きまして、資本的収入及び支出であります。

本年度より工事に入ります鶴巢落合系送配水管強化事業の工事費について、一部既設仕切り弁を利用し実施する予定としておりましたが、断水などの不確定要素も一部にあることから、工事箇所の隣接に新たにストッパーを設けることで、そのリスクを排除しようとするもので、その工事費を増額するもの。併せて、同工事については、企業債により行うこととしておりますので、不足する企業債についての増額をお願いするものであります。

また、負担金については、落合地区の子育て支援住宅配水管布設工事負担金で、配水管布設工事は完了したものの、埋設した部分の舗装本復旧工事が諸般の報告で説明させていただいたとおり事故繰越となったことから、本年度の負担金としてお願いするもの。

併せまして、行政報告でもございました県道拡幅に伴います水道管移設工事費であります。宮城県仙台土木事務所様におきまして、県道塩釜吉岡線落合舞野一本杉から右折しまして工業団地へ向かいます県道仙台三本木線を含みますエリアの渋滞緩和策としまして、1 級河川鳴瀬川水系吉田川に架かります落合橋付近から同交差点付近において、右折ラインの増設延長工事を行うこととなり、道路管理上支障となることから、移設協議がございました。町としても、水道管の漏水が発生した場合、車道を規制し行うこととなり、通行車両等に支障を来すおそれが予想されることなどから、協議を受けまして既設歩道部に埋設しております水道管の移設を行うものであります。管種はダクティル鑄鉄管、口径200ミリで、埋設管を掘り起こして行いますことから、継ぎ手補強も併せて行うものであります。

それでは、収入になります。

1 款資本的収入 1 項企業債 1 目企業債については、鶴巢落合系送配水管強化事業、松坂配水系管網強化整備事業に610万円を増額し合計を1 億4,070万円に、3 項負担金 1 目工事負担金については、子育て支援住宅整備工事関連の当年度負担金1,991万円を増額し合計を2,105万4,000円に、1 項、3 項を合わせました資本的収入補正予定額 2,601万円を増額し合計を1 億7,391万4,000円とするものであります。

続きまして、支出であります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目配水管布設事業費については、県道工事に伴う移設費800万円を増額し合計 1 億1,089万4,000円とし、3 目鶴巢落合系送配水管強化事業費については、ストッパーの増設で600万6,000円を増額し合計7,695万6,000円、1 目、3 目予定額合計の1,400万6,000円それぞれ増額し、1 款資本的支出合計 3 億7,436万2,000円、1 項建設改良費合計 3 億1,026万4,000円とするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千坂俊範君。

総務課長 (千坂俊範君)

それでは、議案書の87ページをお願いいたします。併せて、議案説明資料60号関係もご準備をお願いいたします。

議案第60号 字の区域を変更することについてでございます。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を下記のとおり変更いたすものでございます。

区域を変更する字名につきましては、テクノヒルズでございまして、この区域に編入されますのが、小野字岩倉及び小野字前沢の一部でございます。記載の8筆でございます。

当該地につきましては、現在、事業施工者の宮城県土地開発公社によりまして、大和リサーチパーク北、岩倉地区土地造成事業が行われております。この開発事業が行われることに伴いまして、土地の表示を合理的にいたすため、字の区域を変更するものでございます。

別冊議案説明資料をお開き願いたいと思います。

1 枚目が位置図でございます。都市計画図に変更対象地区を赤い枠線で表示してございます。図面の下のほうでございます。一般県道264号大衡仙台線に一部接しまして、大和リサーチパークの北側に位置する面積が23.39ヘクタールの区域でございます。

2 枚目をお願いいたします。区域明細図でございますが、こちらも赤い枠線の中がテクノヒルズに編入される部分でございます。図上の左側が小野字岩倉、右側が小野字前沢で、地番は表示のとおりでございます。方位的には小野字岩倉が北側となります。

3枚目をお願いいたします。こちらは字界図でございますが、2枚目の区域明細図から地番の境界を除いた図面となっております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

以上で、議案第46号から議案第60号までの説明を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午後1時30分です。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時22分 延 会